

平成 27 年度第 1 回

滋賀県木造住宅耐震診断員講習会、滋賀県耐震・バリアフリー改修工事講習会 質疑回答

○質問 1

・プログラムの計算をする為のソフトや調査などの書類等があるようですが、どこで購入するのですか。料金はいくらですか。または、どこからダウンロードするのですか。

●回答 1

・講習会でご説明しました、「一般診断法による診断プログラム」(定価 9,720 円)は、(一財)日本建築防災協会のホームページより購入いただけます。下記ホームページをご確認ください。

○(一財)日本建築防災協会書籍購入ホームページ

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/publication/index.html>

その他、取扱い書店につきましては、下記ホームページをご確認ください。

○(一財)日本建築防災協会(書籍取扱店案内)

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/publication/store.html>

○質問 2

・一般診断法 2 で、部分的に柱径が 120 mm 未満、又は、105 mm と 120 mm が混在している場合は、架構は 105 角柱を含め、耐力要素としては除くとの対応で良いでしょうか。

●回答 2

・垂れ壁付独立柱の耐力要素の扱いは、あくまでも 120mm 以上の柱のみです。

○質問 3

・いわゆる合掌くずし等、大規模な改修・改造がされている場合は、これら診断法は適用できませんか。

※合掌くずしの場合、耐力壁配置は法適合されていますが、2 階建てでも通し柱はありません。

●回答 3

・あくまでも建築年度が判断基準になります。改修・改造があっても診断は可能です。通り柱が存在しなくても、形状の通り入力してください。

○質問 4

- ・ **正規の診断、補強設計無しに金物補強等が付加されている場合は、これら
を無視して当初建築（設計）で診断すればよろしいか。**

●回答 4

- ・ 適切に補強されており、接合部仕様に準ずる金物であれば、無視しないで、現状の通りの接合部入力としてください。ただし、建物概要で入力した接合部仕様を個別入力すると、計算メッセージが発生します。適切なコメント処理もお願いします。

○質問 5

- ・ **診断員の派遣については、所有者から診断員の指名又は、斡旋された診断員の変更要望ができますか。**
- ・ **診断員は、所有者及び物件を伺ってから受諾の可否の返事ができますか。**

●回答 5

- ・ 「滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業」については、住民から申請を受けた市町が、滋賀県建築住宅センター（以下「センター」という）に耐震診断員派遣を依頼し、センターが登録名簿にある耐震診断員に業務の依頼を行います。

原則、指名等の制度は設けておらず、派遣された耐震診断員の変更要望等も受付しておりません。

希望としてお伺いすることはできますが、必ずご希望いただいた耐震診断員を派遣できるというお約束は致しかねます。

- ・ 耐震診断員は、センターより依頼が来ますので、内容を確認いただき、受諾の返事をして頂きます。

○質問 6

- ・ **耐震診断、補強案の作成内容について、診断員の判断によるものと考えますがその内容（ex 構造評点をどのレベルで提示等）に関して、診断員の資格上の責任はどう考えれば良いですか。**

●回答 6

- ・ 構造評点は、診断プログラムにより算出した値を記載してください。また、「滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業」については、技術的な留意事項を含め、「市町および診断員用マニュアル」を必ずご参照の上、実施してください。なお、耐震診断および補強案作成事業は、建築士としての責任のもと、行っていただくこととなります。

○質問7

- ・耐震診断と補強案作成は同一診断員とありますが、耐震・バリアフリー改修事業も同一診断員が行うのですか。また、所有者からの直接依頼ですか。

●回答7

- ・「滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」は、「滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業」、「滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業」とは別の事業となりますので、耐震診断をした同一の方が行う必要はありません。また、「滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業」「滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業」は、市町が受付を行い、耐震診断員を派遣するのに対し、「滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」は、木造住宅の所有者が直接、設計者・施工者に依頼を行います。依頼先は、「滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会修了者名簿」の「設計者等」と「施工管理者」に登録されている事業者です。

○質問8

- ・住宅の所有者から、住宅センターを介さずに、直接耐震診断、補強案作成、耐震改修の依頼があった場合、所有者は工事費の補助金を受け取ることが出来るのですか。またその内容に条件はありますか。

●回答8

- ・「滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業」、「滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業」、「滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」のいずれも、事業開始前に、木造住宅の所有者が市町の担当窓口申請を行う必要があります。

「滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業」、「滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業」の場合は、補助金を受け取れる事業ではなく、耐震診断員を無料で派遣する事業です。木造住宅の所有者が市町の担当窓口申請を行い、市町の依頼を受けた滋賀県建築住宅センターから、名簿に登録されている耐震診断員に依頼があります。

「滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」の場合は、木造住宅の所有者が設計者等・施工管理者の名簿に記載の業者に見積り等を依頼して、工事等の契約前に市町に補助金の交付申請を行う必要があります。工事等の契約前に申請・交付決定をうけていない場合は、補助金交付対象となりませんので、ご注意ください。

なお、その他補助金交付の詳細な条件は、各市町担当窓口にお問い合わせください。

○質問9

- ・診断費用は住宅センターから支払われるとのことですが、診断員が設計事務所に所属の場合、診断員個人に支払われるのですか、設計事務所に支払われるのですか。

●回答9

- ・耐震診断員は、個人としての登録になるので、原則、耐震診断員個人に支払われます。診断費用は、指定いただいた口座に振り込まれます。